

**令和7年度 ディープテックスタートアップ事業化支援委託業務に係る
企画提案公募に関する質問への回答**

No.	質問	回答
1	委託金は、事業時間内に複数回に分けてお支払いいただくことは可能でしょうか。可能な場合、回数をご教示いただけますでしょうか。	公募要領P.7「8 契約手続きについて」(2)のとおり、契約金額の支払いについては原則事業終了後の精算払いとなります。ただし、やむを得ない特段の理由がある場合には、大阪府と協議を行い、支払方法を決定します。
2	成果発表会において、有力なプランであると判断したものに 対し、POC費用（50万円～100万円程度）を本事業費 から支払う形での支援を行うことに問題はございますでしょうか。	本事業の目的を達成するために必要なPOC費用であれば、特に差し支えございません。ただし、本事業の提案内容において、POC費用による支援が創意工夫を凝らした、効果的・効率的な取組みとなっているかどうか、審査会で判断いただきます。
3	審査会について、何名参加可能でしょうか。	有効な応募書類を提出いただいた事業者の方には、審査会場などの状況も踏まえ、審査会日時と併せてご連絡します。
4	本事業において創出された知的財産については、原則として 支援対象者に帰属するものと認識しておりますが、この理解 で相違ないでしょうか。	お見込みのとおり、本事業により創出されたビジネスアイデア、プロジェクト等については、原則として支援対象者（事業化支援プログラム参加者）に帰属するものと想定しております。
5	集客にあたり、広報・広告宣伝費（Web広告、SNS運用、LP制作など）の活用は差し支えないでしょうか。	左記のご質問の費用は提案内容に盛り込んでいただいて差し支えございません。なお、応募様式3の「応募金額提案書」に内訳を記入いただくようお願いします。
6	支援対象者側が、すでに他の助成金・補助金を受けている 場合でも、本事業が提供するプログラム（起業前の個人を 対象にした）に参加することは差し支えないでしょうか。	大阪府との協議により、本事業の支援プログラムへの参加可否を決定します。
7	成果物の公開可否について、たとえばプログラム途中の成果 物の一部をホームページで公開するなど、事業のPRに活用 しても差し支えないでしょうか。	特に差し支えございません。ただし、公開内容、時期等について、大阪府と事前協議してください。